

総合機器センター規程

(設置)

第1条 九州産業大学（以下「本学」という。）に総合機器センター（以下「センター」という。）を置く。

(目的)

第2条 センターは、本学における共同利用施設として、学生、大学院生の実験・実習並びに専属教職員の教育・研究に必要な機器の設置及び効率的管理運用を図ることを目的とする。

(機器の定義)

第3条 この規程において、機器とは分析又は測定等のために使用する機械器具のうち、別表第1に掲げる物をいう。

(業務)

第4条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 機器利用の調整
- (2) 試料の作製、精製及び分析
- (3) 機器使用に関する講習会の開催
- (4) その他センターに関する必要事項

(構成)

第5条 センターは、所長及び必要に応じて専属教員及び事務職員を置いて構成する。

- 2 所長は、センターを代表し、その業務を統括する。
- 3 所長の選任及び任期等については、学生部長等役職者選任規程による。
- 4 所長は、センターの専属教員に、前条に規定する業務の他、学部の授業を担当させることができる。
- 5 所長は、機器の機能維持を図るため、機器管理責任者を定めるものとする。

(センター運営委員会)

第6条 センターの運営に関する基本的事項を審議するため、センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

- 2 運営委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。
 - (1) 所長
 - (2) センターの専属教員
 - (3) 生命科学部の専属教員2名
 - (4) 理工学部、建築都市工学部、芸術学部の専属教員各1名
 - (5) 機器管理責任者のうち2名
- 3 運営委員会に委員長を置き、所長をもって充てる。
- 4 運営委員会は、構成委員の3分の2以上の出席により成立し、議事は出席者の過半数をもって決定する。
- 5 第2項の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(審議事項)

第7条 運営委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) センターの管理・運営の基本に関すること。

(2) 高性能の機器の設置とその効率的運用に関すること。

(3) その他センターの運営に関する重要な事項

(専門委員会)

第8条 運営委員会に、専門事項を審議するため、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

(事務)

第9条 運営委員会の事務は、センターの事務室が行う。

(利用)

第10条 機器の利用を希望する者は、別に定める手続きにより、所長の許可を得なければならない。

(学外者の利用)

第11条 所長は、センターの業務に関し、運営委員会の議及び各機器の本学管理責任者の意向を経て、他の教育研究機関、官公署及び企業等（以下「学外者」という。）の委託業務を受託、又は学外者の機器使用を許可することができる。なお、委託業務の受託は、その都度検討するものとし、料金については、委託業務の内容を精査したうえで、各機器の本学管理責任者からの提案をもとにセンター所長が決定する。また、各機器ごとの初回使用時に限って、初回登録料を別途徴収する。初回登録料の金額・詳細については、測定者の経験等により、その都度センターが設定する。

2 前項の委託業務の受託手続きについては、受託研究規程第3条の規定を準用する。

3 第1項の規定により業務を委託した者は、センターが指定する委託料を、機器を使用した者は、センターが指定する初回登録料及び別表第2に掲げる使用料を、1週間以内に財務課に納付しなければならない。ただし、学外の共同研究機関について、所長が特に必要があると認めるときは、これを免除することができる。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、学長が学部長会議の意見を聴取した上で行う。

附 則

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成5年5月29日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成6年10月25日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成7年11月28日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年5月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年6月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年6月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年5月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年9月22日から施行し、平成18年7月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年3月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年9月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年12月9日から施行し、平成28年10月26日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。